

湖沼水質保全基本方針の変更案に対する意見募集の実施結果について

1 概要

湖沼水質保全基本方針の変更案について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成 1 7 年 1 1 月 1 8 日 (金) から平成 1 7 年 1 2 月 9 日 (金)
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

2 御意見の提出者数

団体・研究機関	2 名
個人	3 名
合計	5 名 (意見数 1 4 件)

3 ご意見と対応方針

ご意見の内容と対応方針については、別添参照。

4 今後の予定

平成 1 8 年 1 月 (予定) 閣議決定、公表

(別添)

基本方針該当箇所	御意見内容	御意見に対する考え方
第2 1	「について関係機関や関係者と共有すること」を「について国、地方公共団体、事業者、地域住民等は共有すること」と修正する。	指定湖沼によって関係者、関係機関が異なってくるため、都道府県の判断に委ねることが適切であると考えます。
第2 - 1 -	「指定湖沼における水質環境基準の確保を目途としつつ」とあるが、この水質環境基準自体を見直す必要がある。	環境基準については常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないとされており、今後とも、科学的知見の充実に努め、環境基準や水域類型の指定について必要な場合には改定の検討を行います。
第2 - 1 -	「実施可能な対策を検討・・・」欧米では、法律や制度で定め、対策も講じており、実施可能な対策があり、検討、検討と問題を先延ばししているだけではないか。	湖沼の水環境改善のために必要な制度を今回の湖沼水質保全特別措置法の改正により導入しており、積極的に取組を推進していく予定です。
第2 - 1 -	対策の効果を検証することは、大事なことであるが、住民参加の取組 については、定量的に効果を検証することが難しいものが多い。また、一般的に効果の小さいものが多い。啓発や環境教育をねらって実施するものが大半である。住民参加の取組」についても、定量的に評価することをめざすことは 有意義とは思えない。	改正案においては、「可能な限り対策の効果を定量的に評価できるようにすること。」としており、できる限りで行って頂くことを考えています。なお、住民参加については、イベントの実施回数、参加者数等が評価の目安になりうると考えています。
第2 - 3	「同地区には森林等は含まれない」を削除すべき。	水辺林は、湖沼の水環境保全のために重要な役割を果たすことはご指摘のとおりであり、湖沼水質保全基本方針改正案の第2 4 - (7)「緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護」に記述された諸制度の的確な運

		用を通じて、水辺林の保全を推進していきます。
第2 - 3、第2 - 4 - 後半部	植生、水生植物による水質浄化効果は、量的に小さく、無視できる程度の場合が多い。水質浄化機能よりも生物の生息場所としての機能が重要と思われる。植生による水質浄化機能に過度に期待しているように文面からは受け取られる。しっかりした科学的知見をもとに指針を作成すべきである。自然浄化機能を利用した浄化は、あくまで補助的なものであり、発生源対策を基本とした方針にすべきと考える。「水路浄化法」「水生植物を利用した浄化」など、すでに各自治体で多くの施設が作られているが、実際に水質を浄化していることが立証されている施設はほとんどないのではないと思われる	湖辺環境保護地区制度の導入は、植生そのものによる水質浄化機能のほか、植生があることで生物が生息し、これらの生物による浄化能力も踏まえたものです。ただし、基本方針においては、湖辺環境保護地区設定の場所の考え方を示す必要があることから「植生」に着目した表現ぶりになっています。なお、発生源対策が重要であると考えており、今回の改正で既設の工場・事業場に対する負荷量規制や流出水対策等発生源対策についても強化を行っています。
第2 4 - (4)	家畜排せつ物の管理と適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)による措置を追加してはどうか。	基本方針にもとづき推進していく対策は、法律に基づく取組だけでなく、自主的な取組も含むものであること、基本方針は、指定地域で推進していくべき具体的対策を示すべきものであることから、根拠となる法律をあえて基本方針に書く必要はないと考えます。
第2 - 4 - (6)	実態把握に努めつつとあるが、自動車には鉛や水銀、カドミウム、亜鉛、六価クロム、油・・・等が含まれており、それらが道路にばら撒かれて降雨により流出しているのは周知の事実であり、それらが何の規制も受けずに河川や湖沼に流出している。主たる汚染物質、発生源を明確に記述し規制したらどうか？ 自動車メーカーや	今回の湖沼法改正は、COD等の生活環境項目に係る湖沼の水質改善のための方策を導入するものであり、湖沼法改正に基づく本基本方針の変更案においても、その改正内容に沿ったものとなっております。 なお、ご意見に係る事項に関しては、多種多様な化学物質が様々な産業活動等で使用されており、環境中

	<p>タイヤメーカーにも責任がある。</p>	<p>に排出される場合も考えられるため、水環境中の化学物質等の存在状況に関して必要な調査を進めるなど、科学的知見の充実を図り、今後とも必要な対策について検討を行ってまいります。</p>
第2 4 (9)	<p>「湖沼流域全体を適切に管理し、健全な水循環を回復するため、湖沼特性に応じ、湧水地の保全・再生、市街地における雨水浸透・貯留施設の設置等を進めるとともに、地域住民の幅広い協力・参画が得られるよう、人と湖の歴史的文化的かかわりを想起しつつ、湖沼水質の保全に向けた普及・啓発活動を進める」とする。</p>	<p>「湖沼と地域住民とのふれあいを通じた意識啓発に係る対策」には、環境教育等の直接的な普及啓発だけでなく、親水性の護岸の整備等湖沼の水辺と地域住民とのふれあいを促進する対策も含めており、これらの対策は引き続き行っていくことが重要です。また、「人と湖の歴史的文化的かかわり」について普及啓発を行うこともこれらの対策の中に含まれています。</p>
第2 - 4、第3 3	<p>第2 - 4に 「水上バイク等プレジャーボートの2サイクルエンジンからの水中排気未燃焼ガソリン、オイルによる汚濁負荷対策、水上バイク等プレジャーボートの排ガス規制、エンジン規制等を行い、ガソリン、オイル垂れ流し状況にある水上バイク等プレジャーボートを、湖沼より排除するものとする。」を追加する。</p> <p>第3 - 3 調査研究の推進と技術の開発 に 水上バイク等プレジャーボートからの流出負荷の実態の把握及び水上バイク等プレジャーボートの対策効果の定量的把握 を追加する。</p>	<p>今回の湖沼法改正は、COD等の生活環境項目に係る湖沼の水質改善のための方策を導入するものであり、湖沼法改正に基づく本基本方針の変更案においても、その改正内容に沿ったものとなっております。</p> <p>なお、ご意見に係る事項に関しては、たとえば滋賀県が条例に基づき、プレジャーボート等レジャー活動に伴う環境負荷低減の取り組みを進めるなど地域の実情に応じた対策がとられているところではありますが、環境省としても水環境中の化学物質等の存在状況に関して必要な調査を進めるなど、科学的知見の充実を図り、今後とも必要な対策について検討を行ってまいります。</p>

<p>基本方針の表現ぶりに係る 意見</p>	<p>第2 - 1 「計画に基づく事業」を「計画」とする。 「計画の評価」を「計画の進捗状況の評価」とする。 第2 - 2 - 「地域住民等」を「地区内の住民」とする。 第2 - 3 「湖岸から湖沼と一体で存在する湿地帯」を「湖沼と一体で存在する湿地帯」とする。</p>	<p>ご意見の趣旨については、原案の表現で明確に示されていることから、原案通りとさせていただきます。</p>
<p>その他</p>	<p>鉛や水銀、カドミウム、亜鉛、六価クロム、油・・・等は、自然界では殆ど分解されない物に関して、濃度で規制するのはおかしい。流出している時点で汚染度が低くても、自然界で分解されなければ、溜まっていく一方では無いが。</p>	<p>今回の湖沼法改正は、COD等の生活環境項目に係る湖沼の水質改善のための方策を導入するものであり、湖沼法改正に基づく本基本方針の変更案においても、その改正内容に沿ったものとなっております。 なお、ご意見に係る事項に関しては水質汚濁防止法においては、生物における蓄積も考慮して濃度規制を行っているところです。</p>
<p>その他</p>	<p>工場や事業所等、民間施設に排水規制を設けている中、汚染物質を大量に流出させている道路に関して、規制を設けない理由が不明。</p>	<p>道路に関しては、排出者の特定が難しく規制が困難です。このため、今回、湖沼水質保全特別措置法の改正により市街地等からの汚濁負荷を削減するために必要な対策を行っていくための流出水対策地区の制度を導入しました。</p>
<p>その他</p>	<p>市街地等から降雨等に伴い流出する汚濁負荷について事実を明確に公表して頂きたい。</p>	<p>指定湖沼流域における市街地等から生じる汚濁負荷量の情報について、公表しています。</p>

